

令和 8 年

第 4 回 庄原市議会定例会議案

参 考 資 料

(9月)

庄 原 市

令和 8 年第 4 回庄原市議会定例会議案 参考資料目次

議案第122号	庄原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第123号	庄原市税条例の一部を改正する条例	3

庄原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 略 (登録資格) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者(以下「代表者等」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 (1) 略 (2) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者 (3)～(5) 略 第3条 略 (印鑑の登録) 第4条 市長は、前条第1項に定める登録申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第18条の3第1項により作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「印鑑登録原票」という。)を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 第5条以下 略 附 則 この条例は、令和8年10月1日から施行する。	第1条 略 (登録資格) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者(以下「代表者等」という。)は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 (1) 略 (2) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号に規定する職務代行者 (3)～(5) 略 第3条 略 (印鑑の登録) 第4条 市長は、前条第1項に定める登録申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項により作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「印鑑登録原票」という。)を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 第5条以下 略

庄原市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第34条の6 略	第1条～第34条の6 略
(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)
第34条の7 略	第34条の7 略
2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（ <u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（ <u>法附則第5条の6第2項</u> ）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
第34条の8～第36条 略	第34条の8～第36条 略
(市民税の申告)	(市民税の申告)
第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項）において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
2～9 略	2～9 略

改 正 案	現 行
第36条の3 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1） 略 （2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る_____。）の氏名 （3）～（4） 略 2～4 略 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 6 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> _____ _____ _____ _____	第36条の3 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1） 略 （2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、_____合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名 （3）～（4） 略 2～4 略 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 6 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退</u>

改 正 案	現 行
<u>3 第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>第1項又は同条第1項の規定による申告書に</u>記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する</u>ことができる。 <u>4 略</u> <u>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u> 第36条の4～第62条 略 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円<u> </u>、償却資産にあっては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 第63条の2～第151条 略 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成17年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) 略 第2条～第5条の2 略 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控	<u>2 前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>前項</u>又は<u>法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項</u>と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は<u>法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する</u>ことができる。 <u>3 略</u> <u>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u> 第36条の4～第62条 略 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u> </u>にあっては30万円、<u>家屋にあっては20万円</u>、償却資産にあっては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 第63条の2～第151条 略 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成17年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) 略 第2条～第5条の2 略 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控

改 正 案	現 行
除の特例) 第 6 条 平成30年度以後 _____ の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第34条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項 (第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第314条の 2 第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 第 7 条～第 7 条の 2 略 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第 7 条の 3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第41条第 1 項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第 5 条の 4 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の 3 及び第34条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第 7 条の 4 第34条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の 7 第11項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の 3 第 1 項、附則第16条の 4 第 1 項、附則第17条第 1 項、附則第18条第 1 項、附則第19条第 1 項、附則第19条の 2 第 1 項、<u>附則第19条の 3 第 1 項又は附則第20条第 1 項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法<u>附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第 7 条の 5 ～第 9 条 略 第 9 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第 7 条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第 7 条の 2 第 4 項(法	除の特例) 第 6 条 平成30年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第34条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項 (第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第314条の 2 第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 第 7 条～第 7 条の 2 略 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第 7 条の 3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第41条第 1 項に規定する居住年が平成21年から令和 7 年までの各年である場合に限る。)には、法附則第 5 条の 4 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の 3 及び第34条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第 7 条の 4 第34条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の 7 第11項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の 3 第 1 項、附則第16条の 4 第 1 項、附則第17条第 1 項、附則第18条第 1 項、附則第19条第 1 項、附則第19条の 2 第 1 項<u>又は附則第20条第 1 項</u> _____ の規定の適用を受けるときは、第34条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法<u>附則第 5 条の 6 第 2 項</u> _____ の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第 7 条の 5 ～第 9 条 略 第 9 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第 7 条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第 7 条の 2 第 4 項_

改 正 案	現 行
<u>附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
第10条 略	第10条 略
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略	第10条の2 略
2 略	2 略
3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。
7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。
8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。
9～12 略	9～12 略
第10条の3～第17条 略	第10条の3～第17条 略
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第17条の2 略	第17条の2 略
2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
3 略	3 略

改 正 案	現 行
<u>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> 第17条の3～第19条の2 略 <u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u> <u>第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規</u>	第17条の3～第19条の2 略

改 正 案	現 行
<u>定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> <u>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	
第20条以下 略	第20条以下 略
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> <u>(1) 附則第10条の2の改正規定並びに附則第3条第1項及び第3項の規定 公布の日</u> <u>(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日</u> <u>(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日</u> <u>(4) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第64号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日</u> <u>(市民税に関する経過措置)</u> <u>第2条 この条例による改正後の庄原市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公</u>	

改 正 案	現 行
的年金等について提出したこの条例による改正前の庄原市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の庄原市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年	

改 正 案	現 行
<u>度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u> <u>第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u>	

